

福岡流通団地振興補助金 公募要領

1. 補助の目的

福岡市東区多の津一丁目及び多の津二丁目に立地する都市計画法第8条第1項第13号に規定する流通業務地区（以下「福岡流通センター」という。）内の企業の振興を目的として事業を行う者に対して補助金を交付し、地域経済の発展に資することを目的とします。

2. 補助対象者の要件

補助金の交付対象者は、福岡流通団地振興補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条及び第4条に定めるとおりとします。

3. 暴力団の排除

福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条の規定に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行います。

応募書類として提出される「役員名簿」に、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別を記載してください。

※役員名簿に記載された個人情報については、県警への照会にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

4. 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、交付要綱第5条に定める事業とします。

5. 事業計画の期間及び補助対象期間

事業計画の期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とし、補助対象期間は、交付要綱第7条に定めるとおりとします。

6. 補助金額

補助対象経費は、交付要綱第6条に定めるとおりとし、補助金の額は交付要綱第8条に定めるとおりとします。

7. 応募受付

補助金は、1つの補助対象者につき、1回の申請とします。

(1) 応募期間

2026年3月2日（月）から2026年3月16日（月）午後5時まで（必着）

(2) 応募方法

以下の応募書類を、提出先に郵送、持参または電子メールにて、1部提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

(3) 応募書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業実施計画書
- ウ 事業収支予算書
- エ 団体の規約等
- オ 役員名簿、会員名簿
- カ 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）または市税の納付状況照会に係る同意書
- キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 提出先

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階
福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 事業支援係
E-mail : keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

8. 審査

(1) 審査方法

福岡市職員の審査員が、提出書類に基づき審査を行います。

(2) 審査基準

ア 補助事業の実施体制が適切で経験・能力が十分にあり、補助事業の実績があるか。

イ 申請された事業内容が、補助金の交付目的に合致し、かつ、実現可能なスケジュールや内容であり実施可能な内容であるか。

ウ 補助金の交付目的を達成することができ、効率的に実施できる内容であるか。

(3) 審査内容については公表しません

9. 補助事業者の選定

申請者が複数の場合は、以下の方法により1つの補助事業者を選定します。

(1) 福岡市職員で構成する選定委員会を設置し、選定委員会が各申請者の補助金交付申請の説明を受け選定します。

(2) 選定方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」とします。

10. 選定における審査項目

審査項目	内容	提出書類	全体に占める割合
1 実績及び能力	補助事業の実施体制が適切で経験・能力が十分にあり、補助事業の実績があるか。	①役員名簿 ②事業計画書	20/100
2 基本提案の内容	申請された事業内容が、補助金の交付目的に合致し、かつ、実現可能なスケジュールや内容であり実施可能な内容であるか。	①事業計画書 ②収支予算書	40/100
3 事業の効果	補助金の交付目的を達成することができ、効率的に実施できる内容であるか。	①事業計画書 ②収支予算書	40/100

11. 審査結果の通知

審査結果は、応募のあったすべての団体に通知します。

12. 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合。

(2) 応募書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 破産法の適用を受ける場合や会社更生法の適用を申請する等、当該補助事業を遂行することが困難と認められる状態に至った場合。

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が交付申請にあたり著しく信義に反する行為等があると認める場合。

13. その他

(1) この公募要領については、公募期間中に福岡市ホームページにて公表するとともに、福岡市経営支援課にて配布いたします。

(2) 交付決定を受けた団体は、福岡市補助金交付規則及び交付要綱を遵守することが必

要です。

これらの規則や要項に違反した場合、交付決定の取り消しや交付金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

- (3) 本事業は、令和8年度福岡市当初予算案の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、実施しないことがあります。